

平成25年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市民病院事業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年間入院患者数	204,984 人
(3) 年間外来患者数	305,000 人
(4) 1日平均入院患者数	562 人
(5) 1日平均外来患者数	1,250 人
(6) 年間がん検診者数	37,423 人
(7) 1日平均がん検診者数	153 人

2 脳血管医療センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年間入院患者数	93,075 人
(3) 年間外来患者数	46,360 人
(4) 1日平均入院患者数	255 人
(5) 1日平均外来患者数	190 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	29,200 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	10,164 人

(9)	1日平均短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	80人
(10)	1日平均通所 リハビリテーション等利用者数	33人

3 みなと赤十字病院事業

(1)	病 床 数	634床
(2)	年間入院患者数	198,696人
(3)	年間外来患者数	254,031人
(4)	1日平均入院患者数	544人
(5)	1日平均外来患者数	1,041人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	市民病院事業収益	19,311,427千円
第1項	医 業 収 益	18,195,407千円
第2項	医 業 外 収 益	1,116,020千円
第2款	脳血管医療センター事業収益	7,031,768千円
第1項	医 業 収 益	4,925,063千円
第2項	医 業 外 収 益	2,058,730千円
第3項	介護老人保健施設収益	47,975千円
第3款	みなと赤十字病院事業収益	1,686,651千円
第1項	医 業 収 益	71,372千円
第2項	医 業 外 収 益	1,615,279千円
合 計		28,029,846千円

支 出

第1款 市民病院事業費用	19,076,227 千円
第1項 医 業 費 用	18,880,686 千円
第2項 医 業 外 費 用	193,541 千円
第3項 予 備 費	2,000 千円
第2款 脳血管医療センター事業費用	7,829,129 千円
第1項 医 業 費 用	7,240,283 千円
第2項 医 業 外 費 用	479,267 千円
第3項 介護老人保健施設費用	108,079 千円
第4項 予 備 費	1,500 千円
第3款 みなと赤十字病院事業費用	3,037,866 千円
第1項 医 業 費 用	2,132,183 千円
第2項 医 業 外 費 用	905,683 千円
合 計	29,943,222 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,017,264千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 市民病院事業資本的収入	1,083,717 千円
第1項 企 業 債	400,000 千円
第2項 一 般 会 計 出 資 金	633,717 千円
第3項 そ の 他 補 助 金	50,000 千円
第2款 脳血管医療センター事業 資本的収入	994,109 千円

第1項 企 業 債	200,000 千円
第2項 一 般 会 計 出 資 金	794,109 千円
第3款 みなと赤十字病院事業 資 本 的 収 入	1,536,258 千円
第1項 企 業 債	178,000 千円
第2項 一 般 会 計 出 資 金	1,133,136 千円
第3項 一 般 会 計 補 助 金	225,122 千円
合 計	3,614,084 千円
支 出	
第1款 市民病院事業資本的支出	2,285,478 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,183,940 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,077,298 千円
第3項 投 資	24,240 千円
第2款 脳血管医療センター事業 資 本 的 支 出	1,468,165 千円
第1項 建 設 改 良 費	200,000 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,268,165 千円
第3款 みなと赤十字病院事業 資 本 的 支 出	1,877,705 千円
第1項 建 設 改 良 費	178,000 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,699,705 千円
合 計	5,631,348 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市 民 病 院 医 学 洋 雑 誌 購 入 費	平 成 26 年 度	5,000 千円
脳 血 管 医 療 セ ン タ ー 医 学 洋 雑 誌 購 入 費	平 成 26 年 度	3,000 千円
脳 血 管 医 療 セ ン タ ー 施 設 管 理 委 託	平 成 26 年 度 从 平 成 27 年 度 まで	2,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 施設整備工事費、医療備品購入費及び工事負担金に充てるため。
- (2) 限 度 額 778,000 千円
- (3) 起債の方法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は平成25事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利 率 年 5.0%以内
- (5) 償還の方法
 - ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,164,283千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,830,000千円と定める。

平成25年2月15日提出

横浜市長 林 文子